

国土利用計画及び 土地利用基本計画について

平成29年3月7日

千葉県国土利用計画地方審議会資料

国土利用計画・土地利用基本計画の体系

国土利用計画

(国) 全国計画

(法第5条)

- ◇ 国土の利用に関する基本構想
- ◇ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標



基本とする

(都道府県) 都道府県計画

(法第7条)

- ◇ 県土の利用に関する基本構想
- ◇ 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標



基本とする

(市町村) 市町村計画

(法第8条)

- ◇ 市町村の土地利用に関する基本構想
- ◇ 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標



(都道府県) 土地利用基本計画(計画書・計画図)

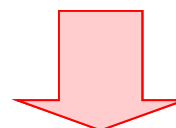
(法第9条)

(計画図)

- ◇ 五地域区分の明確化
都市地域 農業地域 森林地域
自然公園地域 自然保全地域の5つの地域を定める。

(計画書)

- ◇ 各地域における土地利用の原則
- ◇ 重複する地域における土地利用の調整方針



個別規制法による計画

- ◇ 都市計画 (都市計画法)
- ◇ 農振計画 (農業振興法)
- ◇ 森林計画 (森林法)
- ◇ 自然公園計画 (自然公園法)
- ◇ 自然環境保全計画 (自然環境保全法)

第4次千葉県国土利用計画の概要

○策定：平成20年7月

○目標年次：平成29年

○計画の基本目標

県民一人ひとりが、豊かさを実感し愛着を持って暮らし、地域が個性や特色を生かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土利用を進め、豊かな県土を次の世代へと引き継いでいく。

○県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

区 分	平成16年	平成29年	構成比(H16)	構成比(H29)	増減量
農用地	135,100	128,100	26.2	24.8	△7,000
森 林	162,500	159,700	31.5	31.0	△2,800
原 野	1,400	600	0.3	0.1	△800
水面・河川・水路	17,800	18,000	3.4	3.5	200
道 路	33,800	36,800	6.6	7.2	3,000
宅 地	78,500	87,300	15.2	16.9	8,800
その他	86,600	85,200	16.8	16.5	△1,400
合 計	515,700	515,700	100.0	100.0	0

第4次千葉県土地利用基本計画の概要

○策定：平成22年3月

○土地利用の原則

- ・都市地域：一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要性がある地域
- ・農業地域：農用地として利用すべき土地であり、総合的に農業の振興を図る必要性がある地域
- ・森林地域：森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る地域
- ・自然公園地域：優れた自然の風景地で、その保護及び利用増進を図る必要性がある地域
- ・自然保全地域：良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を特に図る必要性がある地域

○重複する地域における土地利用に関する調整方針

自然保護地域 >

自然保全地域 ≒ 森林地域 > 農業地域 > 都市地域

○地域区分別 面積	地域区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地域	自然保全 地域
	面積(ha)	70.9	77.4	31.3	5.5	0.3
	割合(%)	365,411	399,088	161,461	28,553	1,774